

「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」のポイント

令和4年2月28日
地方分権改革有識者会議

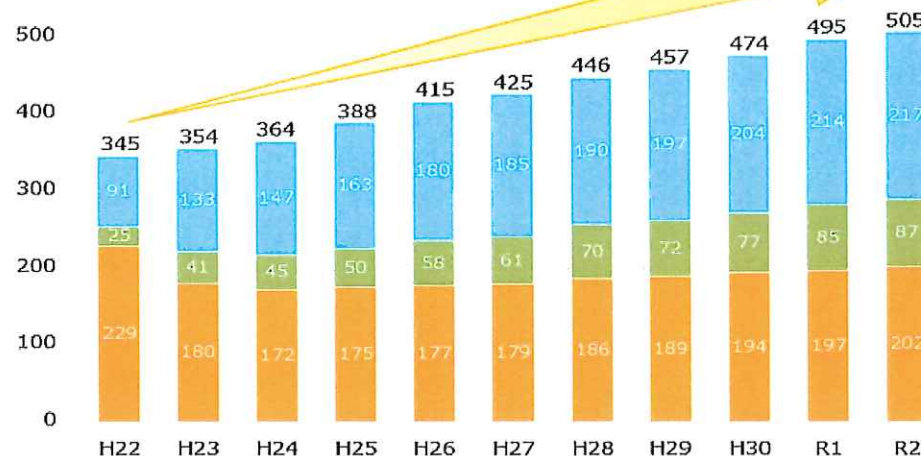
主な経緯等

平成20年12月 地方分権改革推進委員会第2次勧告

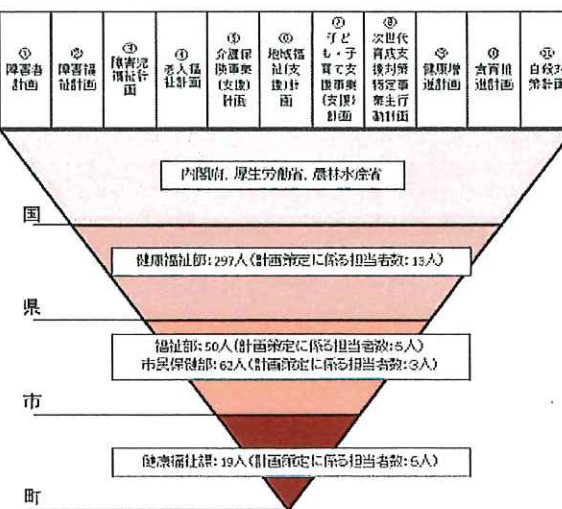
平成21年10月 地方分権改革推進委員会第3次勧告

※ これらの勧告に基づき、第1次及び第2次地方分権
一括法で計画策定等に係る義務付けの見直しを実施令和3年2月 地方分権改革有識者会議において「計画策定
等に関する法律の条項数が、10年間で約1.5倍に増加して
いる」調査結果が報告され、令和3年の提案募集に関し、
計画策定等を「重点募集テーマ」として設定11月12日 地方分権改革有識者会議において「令和3年の
地方からの提案等に関する対応方針(案)」及び「計画策
定等に関するワーキンググループ」開催を決定令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年
12月21日閣議決定) [抄]地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等
を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、
地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き
行う。令和4年2月28日 地方分権改革有識者会議において、
「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」
を了承

義務 努力義務 できる規定

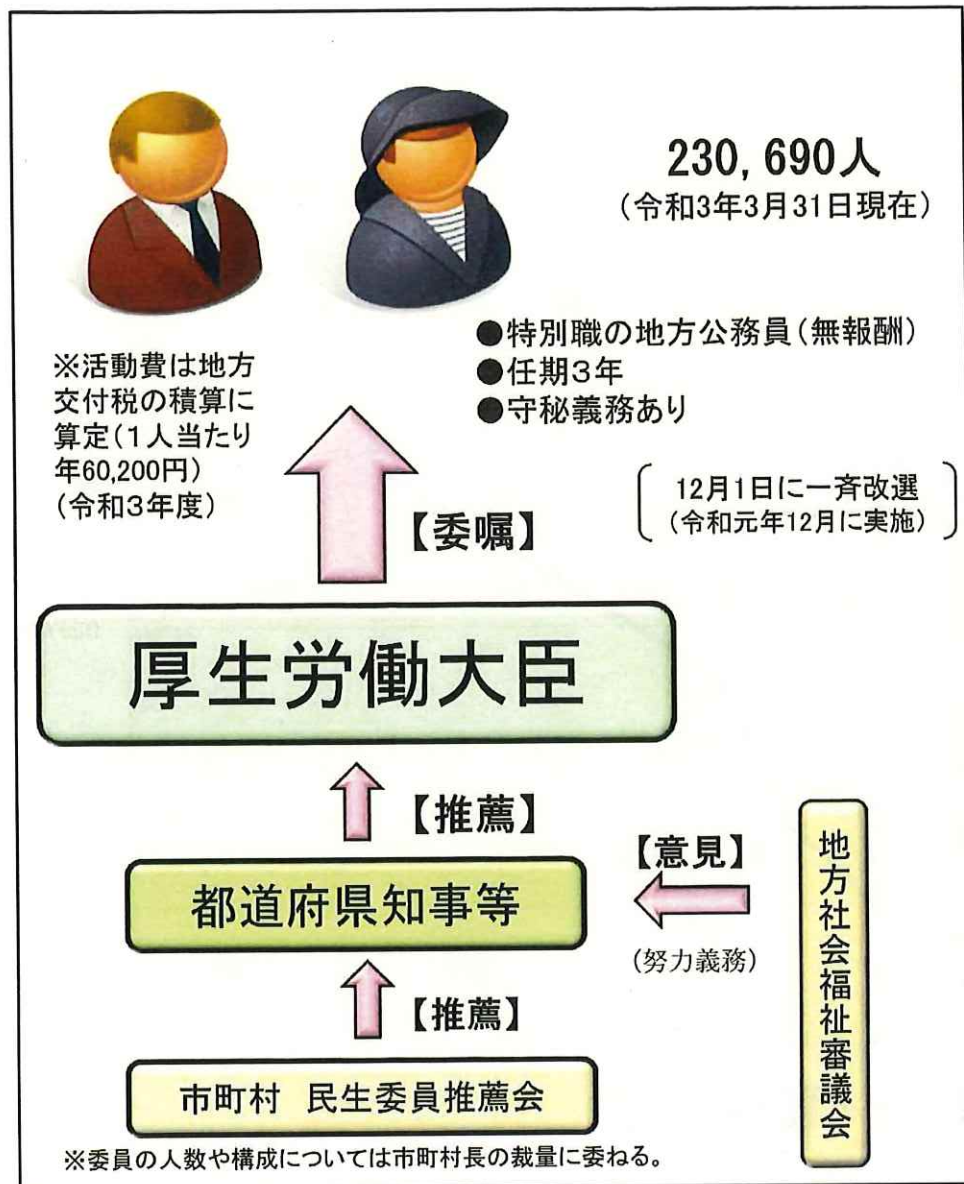


計画	法律	期間	規定
①	障害者基本法	10年間 (昭和6年)	義務
②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	3年	義務
③	児童福祉法	3年	義務
④	老人福祉法	3年	義務
⑤	介護保険法	3年	義務
⑥	社会福祉法	5年	努力
⑦	子ども・子育て支援法	5年	義務
⑧	次世代育成支援対策推進法	5年	義務
⑨	健康増進法	10年	努力
⑩	食育基本法	5年	努力
⑪	自殺対策基本法	5年	義務

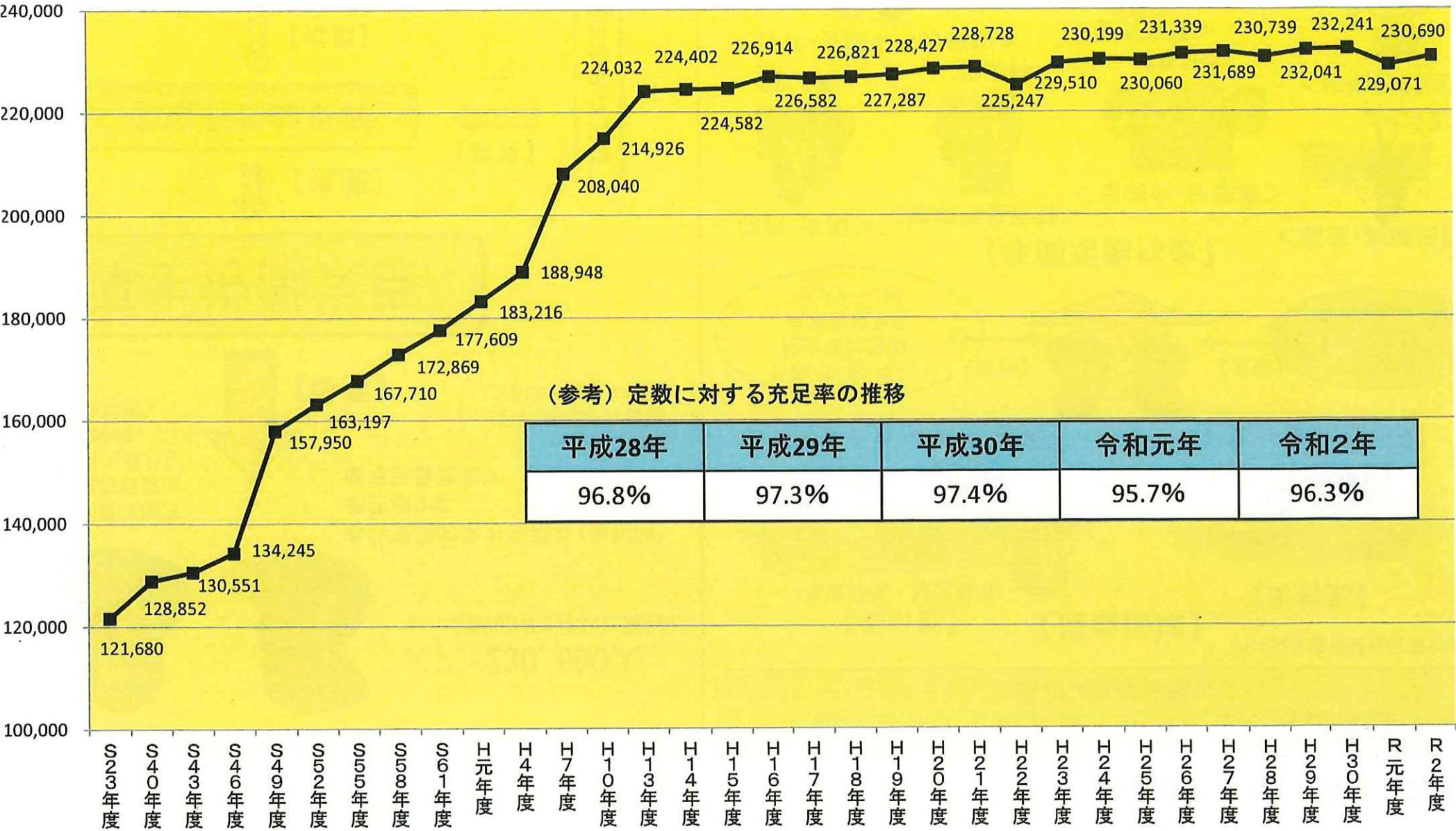


民生委員・児童委員の活動状況

総活動件数：年2, 178万件



民生委員・児童委員の委嘱数の推移



(注 1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の人数。ただし、昭和23年度は4月1日の人数としている。

(注 2) 平成 22 年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

出典：厚生労働省

指定障害福祉サービス事業者の指定権限の移譲等について

【現状と課題】

- 令和元年の地方分権改革に関する提案において、以下の問題意識から、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限を、都道府県知事から市町村長へ移譲するよう要望があった。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限は都道府県知事（※）が有しており、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からない中で、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。
 - （※）なお、指定都市及び中核市については、指定障害福祉サービス事業者の指定権限が移譲されている。
 - ・ また、事業所が不正を行った場合、行政処分は都道府県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。
 - ・ 上記のように、市町村が事業者の指定から監査、行政処分等を一貫して行えないため、市町村が主体的に事業者を管理することができない。
- これについては、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、当該権限を市区町村に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得ることとされた。

参考：令和元年 地方自治体からの提案内容（大府市）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。

令和元年 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（令和元年12月23日閣議決定）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（36条、51条の2、51条の3、51条の4等）に係る事務・権限については、当該権限を市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

民生委員活動費支給に差

市町村	地区数	本人への交付額
石巻市	16	5万9000円
塩釜市	4	0円
気仙沼市	12	5万9000円
白石市	8	地区ごとに異なる
名取市	9	4万4000円
角田市	6	5万9000円
多賀城市	3	地区ごとに異なる
岩沼市	1	3万6000円
登米市	9	5万9000円
栗原市	10	地区ごとに異なる
東松島市	1	5万9000円
大崎市	17	4万円
富谷市	3	4万2834円
蔵王町	1	4万9632円
七ヶ宿町	1	4万58000円
大河原町	1	0円
村田町	1	0円
柴田町	1	2万6400円
川崎町	1	2万4000円
丸森町	1	4万406円
亘理町	1	5万2017円
山元町	1	5万9000円
松島町	1	4万800円
七ヶ浜町	1	5万9000円
利府町	1	5万9000円
大和町	1	5万9000円
大郷町	1	5万9000円
大衡町	1	5万9000円
大色町	1	1万4812円
加美町	1	4万4000円
涌谷町	1	4万2780円
美谷町	1	5万9000円
美里町	1	1万2310円
美川町	1	5万9000円
南三陸町	1	3万8319円

2020年度の県内民生委員協議会から民生委員への年間活動費

民生委員活動費は委員の交通費や通信費の補助として、国の地方交付税交付金を財源に、県が年度当初予

算に計上する。金額は委員1人当たりの年間活動費に人数を掛けた国からの交付額が主な基準。2020年度は1人5万9000円、21、22年度は6万2000円で計算された。県が仙台市を除く34市町村の民生委員協議会に2月末までに照会した20年度の状況は表の通り。協議会が満額の5万9000円を委員に渡していたのは12市町。16市町村が約1万2000～5万2000円を渡

2 民生委員 1人当たりの高齢者や障害者、生活困難者の世帯などを訪問し、住民の立場や福祉に関する相談に応じ、行政や専門機関につなぐ非常勤の地方公務員。市町村の推薦を受け、厚生労働省が委嘱する。ボランティアとして活動し、報酬は支給されない。任期は3年。ほとんどの市町村で世帯を支援する児童養育員を兼務する。県内では1月末時点で約4300人が活動する。

(注) 県調べ。仙台市除く

し、塩釜、大河原、村田の3市町は交付がなかった。「地区協議会ごとに本人への交付額が異なる」と回答した3市のうち、白石市は8地区中7地区で本人への交付がなし。栗原市は10地区のうち3地区で交付がなく、7地区が1万2000～4万8000円に開きがあった。本人への交付以外の使

道は、いずれの協議会も研修費や会議費を答えたが、県は協議会の研修や会議の

市町村

「研修代に充当」／県

「全額本人へ」

仙台市は、市内8の地区協議会に活動予算を交付しているという。市社会課は「本人への渡し方を一律で定めておらず、交付額は把握していない」と説明した。

村井善治知事は「事前に協議し、必要な額を計上している」としつつ、「補助金が効果的に活用されるよう協議会に指導や助言を行う」と答弁した。

2月24日の県議会では定例会代表質問で取り上げた金田壽氏（共産党県議団）は、協議会によっては交付される運営費が不十分で、本人向けの活動費から充てざるを得ないのではないかと疑問視。「本人に活動費が届いていないケースがある。国からの措置額が協議会に交付されるようにすべきだ」と訴えた。

開催費として民生委員協議会運営費を別途交付。財源として20年度、1地区協議会当たり23万円相当となる計3000万円弱が地方交付税で県に措置されたが、県の20年度予算額は委員数などを基に算定したため計約1300万円にとどまった。